

## 2-3 あらゆる分野における女性の参画拡大

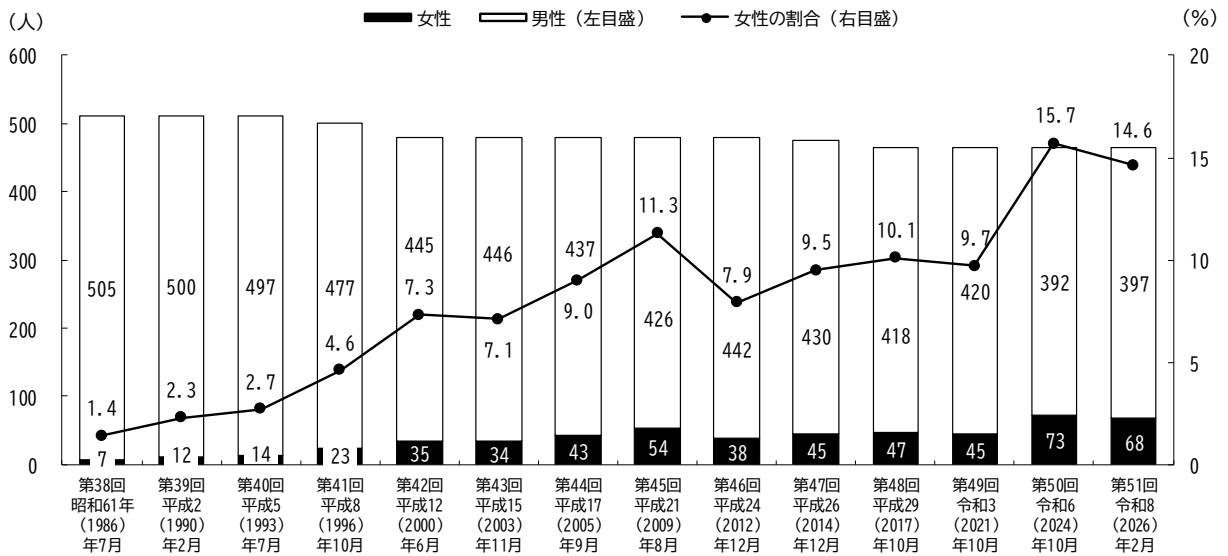
### 2-3-(1) 政治・行政等分野

#### 1. 衆参両議院の女性議員数及び割合

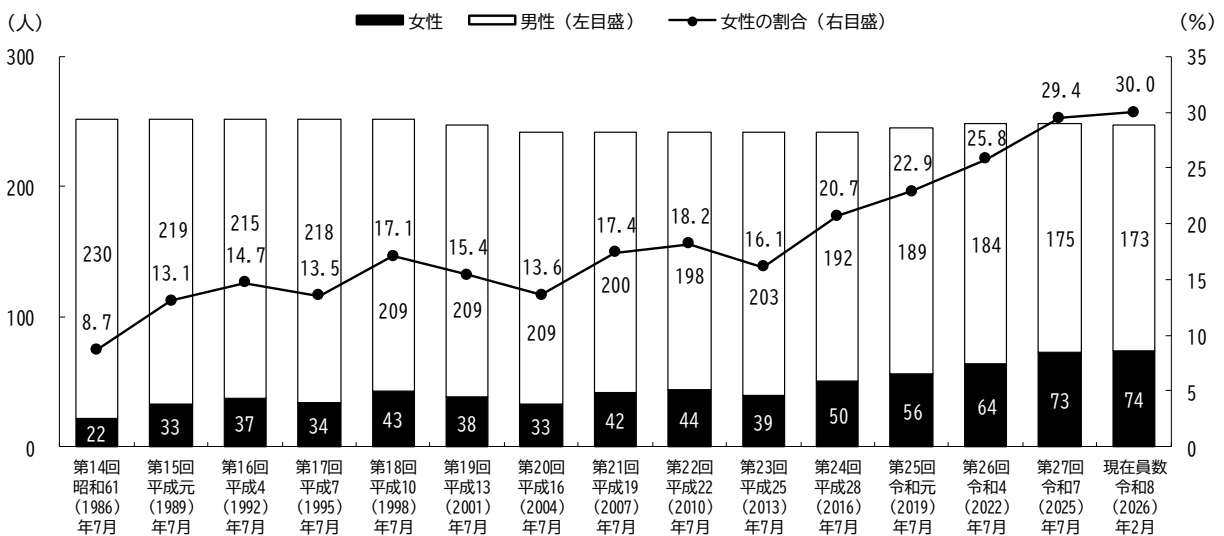
衆・参議院における女性議員の議員数及び議員定数に占める割合は、令和8（2026）年2月時点で衆議院では68人（14.6%）、参議院では74人（30.0%）となっている。

図表2-3-(1)-1 衆参両議院の議員数及び女性の割合の推移（全国）

#### <衆議院>



#### <参議院>



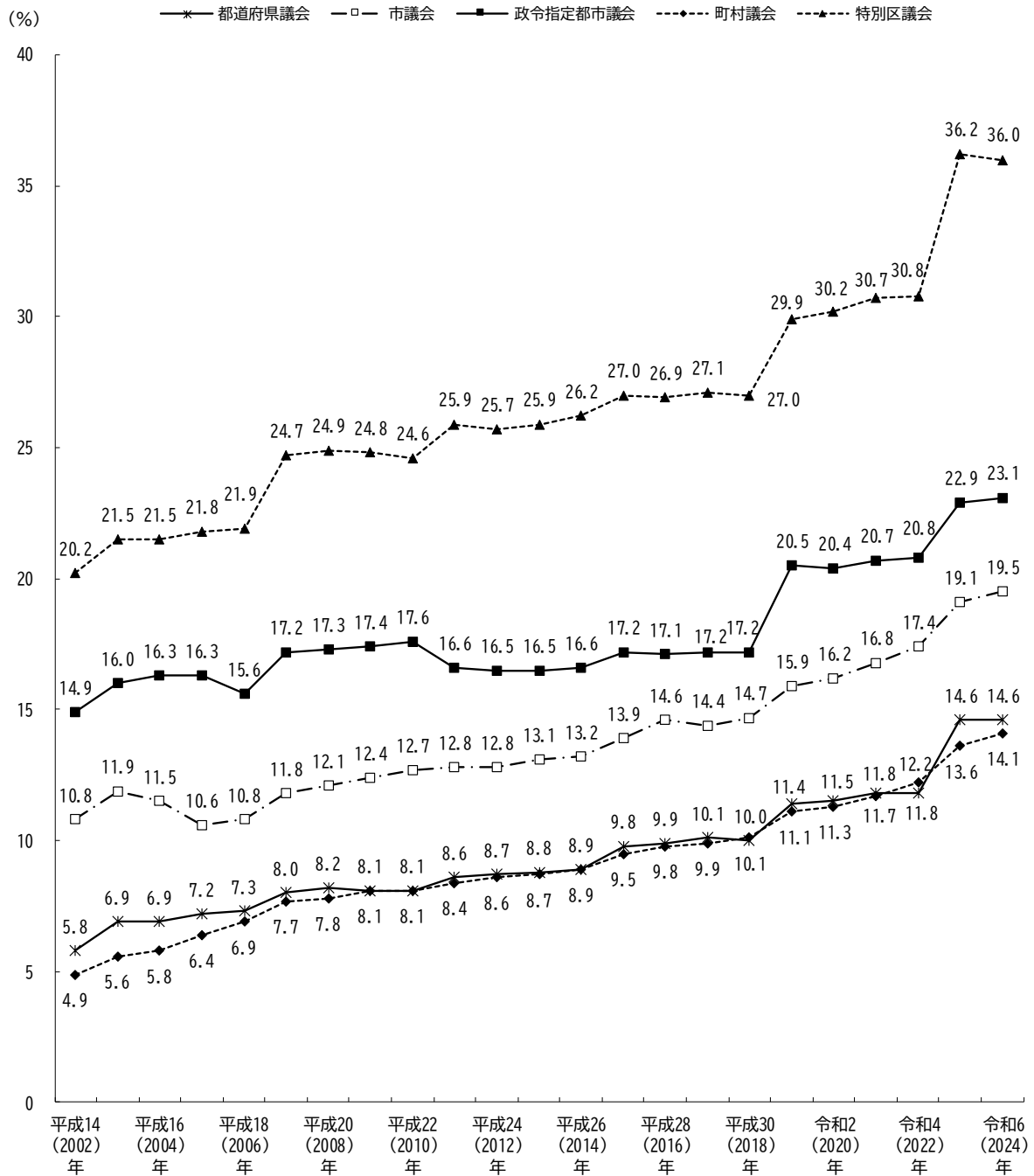
注：衆議院は各選挙における当選人数。参議院は通常選挙後の国会召集日における議員数  
衆議院ホームページ、参議院ホームページより内閣府において作成

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和7年度）

## 2. 地方議会における女性議員の割合

地方議会における女性議員の割合は、令和6（2024）年現在、特別区議会36.0%、政令指定都市議会23.1%、市議会19.5%、都道府県議会14.6%、町村議会14.1%となっている。

図表2-3-(1)-2 地方議会における女性議員の割合の推移（全国）



注1：市議会には政令指定都市議会が含まれる。

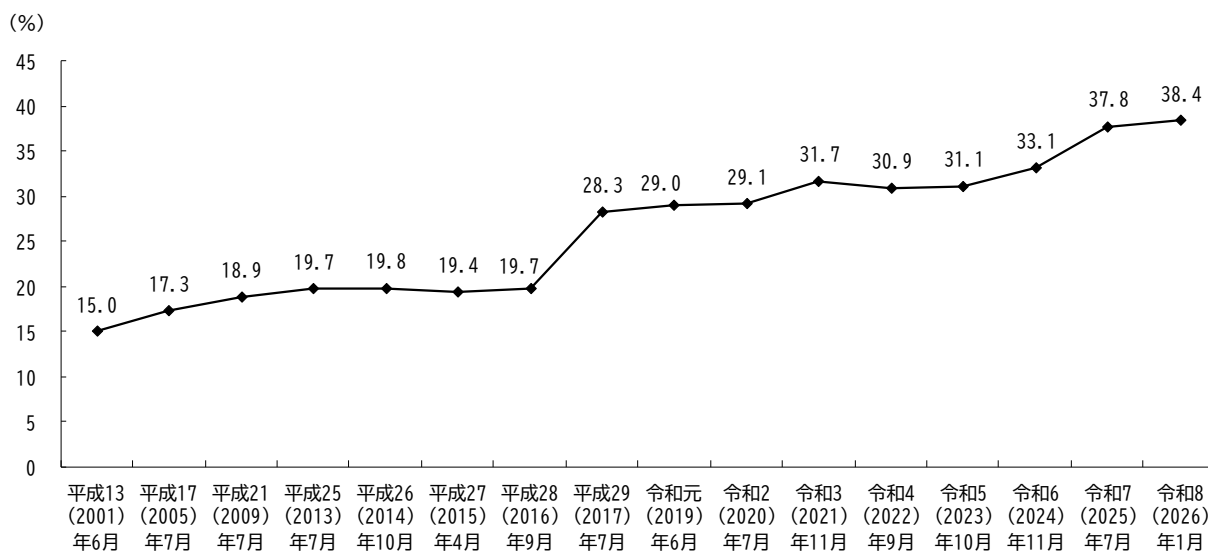
注2：各年12月31日現在

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和6年度）

### 3. 都議会における女性議員の割合

都議会における女性議員の割合は、平成13（2001）年の15.0%から緩やかに増加し、平成25（2013）以降は19%台で推移していたが、平成29（2017）年7月の選挙で急増し、現在の女性議員の割合は38.4%となっている。

図表2-3-(1)-3 都議会における女性議員の割合の推移（都）

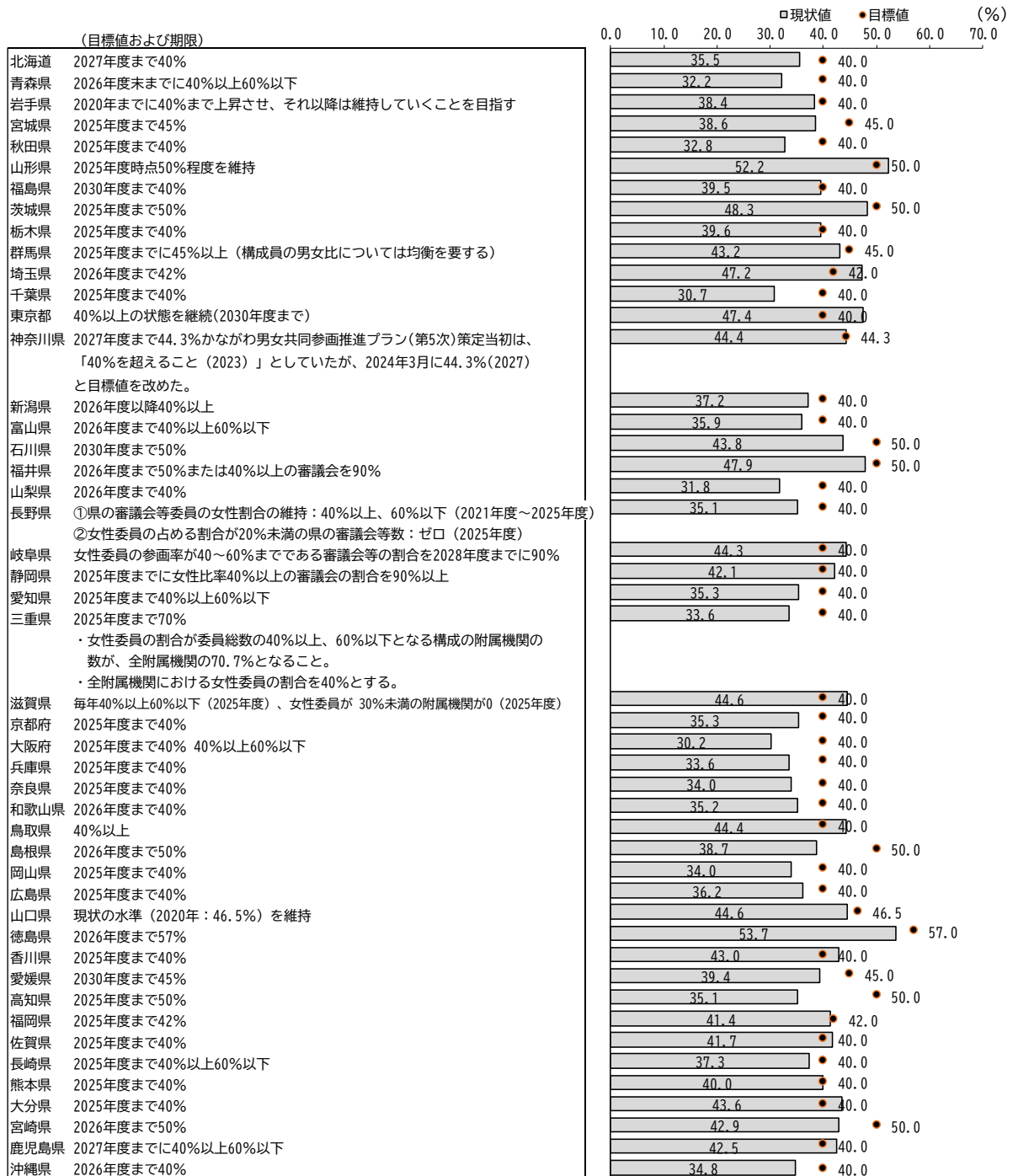


資料：東京都議会議員名簿(令和8年1月現在の議員数)

#### 4. 審議会等委員への女性の登用

目標を設定している審議会等委員の女性の割合をみると、都は目標値「40%以上とし、その状態を継続（2030年度）」に対して、現状値は47.4%となっている。

図表2-3-(1)-4 目標を設定している審議会等委員への女性の登用（全国）



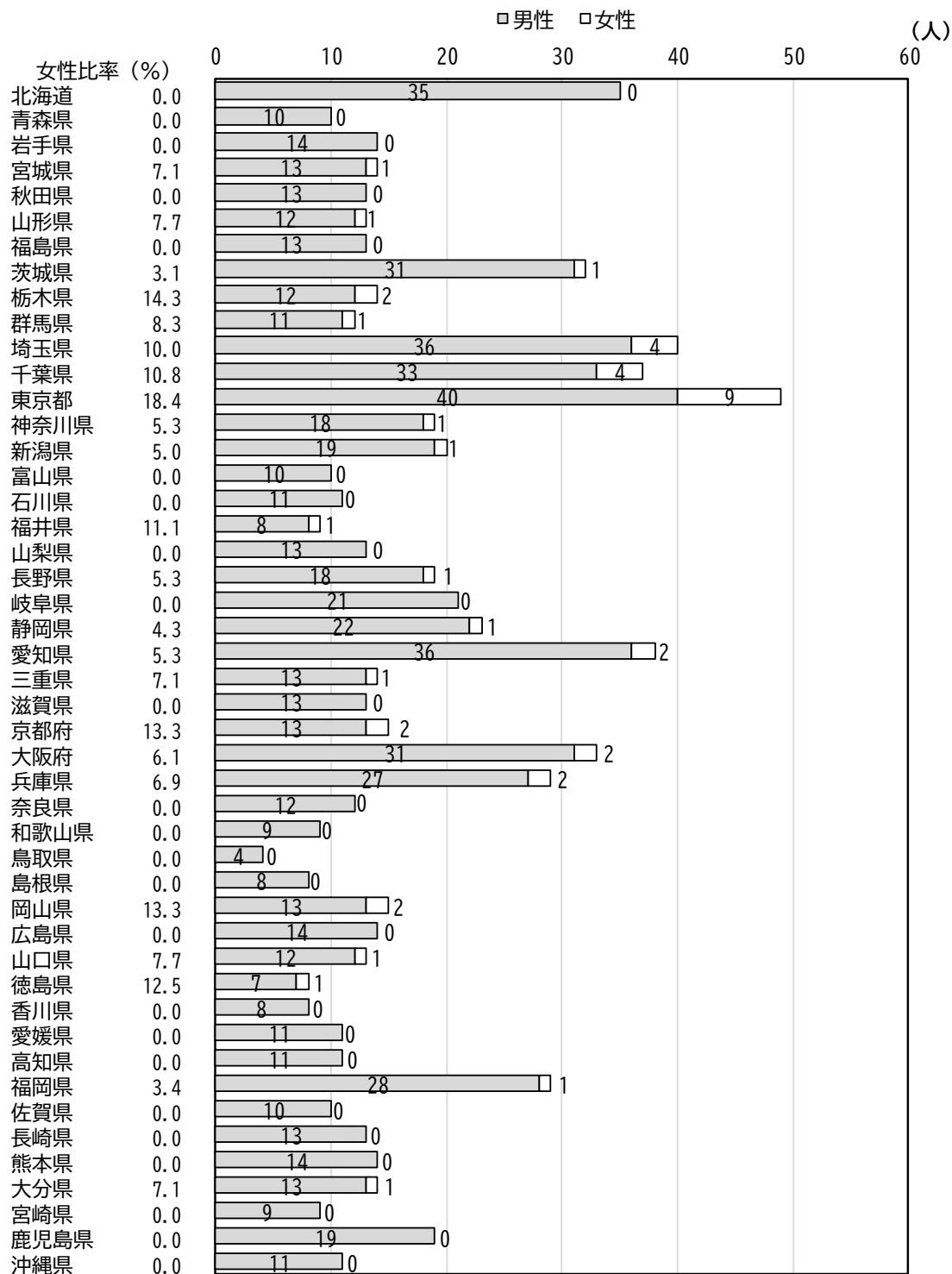
注：調査時点は各都道府県で異なる。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和7年度）

### 5. 市区長に占める女性の割合

令和6（2024）年7月1日現在、女性の市区長がいるのは20都府県43人である。女性の割合が最も高いのは東京都で18.4%（9人）となっている。

図表2-3-(1)-5 市区長に占める女性の割合（全国）



注1：区は特別区

注2：調査時点は原則として2024年7月1日であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

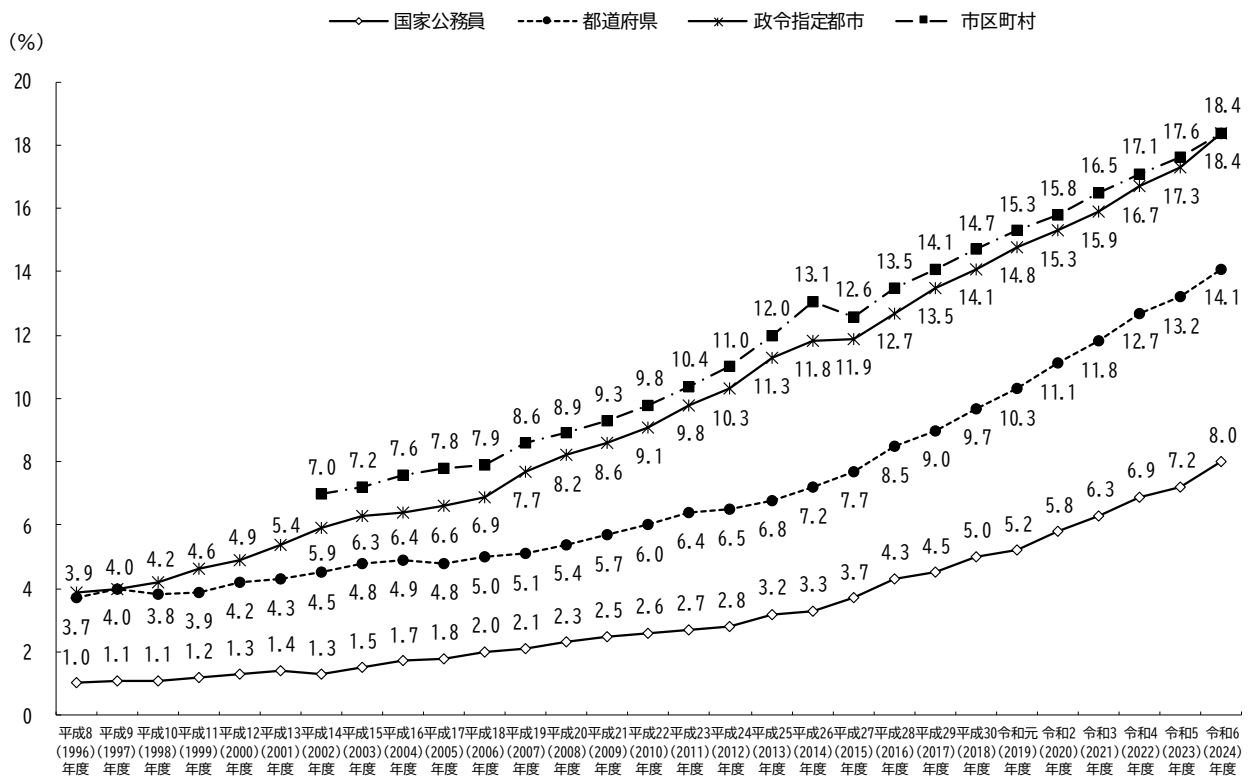
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和6年度）

## 6. 公務員管理職に占める女性の割合

(国家公務員、都道府県、政令指定都市、市区町村)

公務員管理職に占める女性の割合は、令和6（2024）年度で市区町村、政令指定都市ともに18.4%、都道府県14.1%、国家公務員8.0%であり、平成8（1996）年度以降、総じて増加傾向にある。

図表2-3-(1)-6 公務員管理職に占める女性の割合（全国）



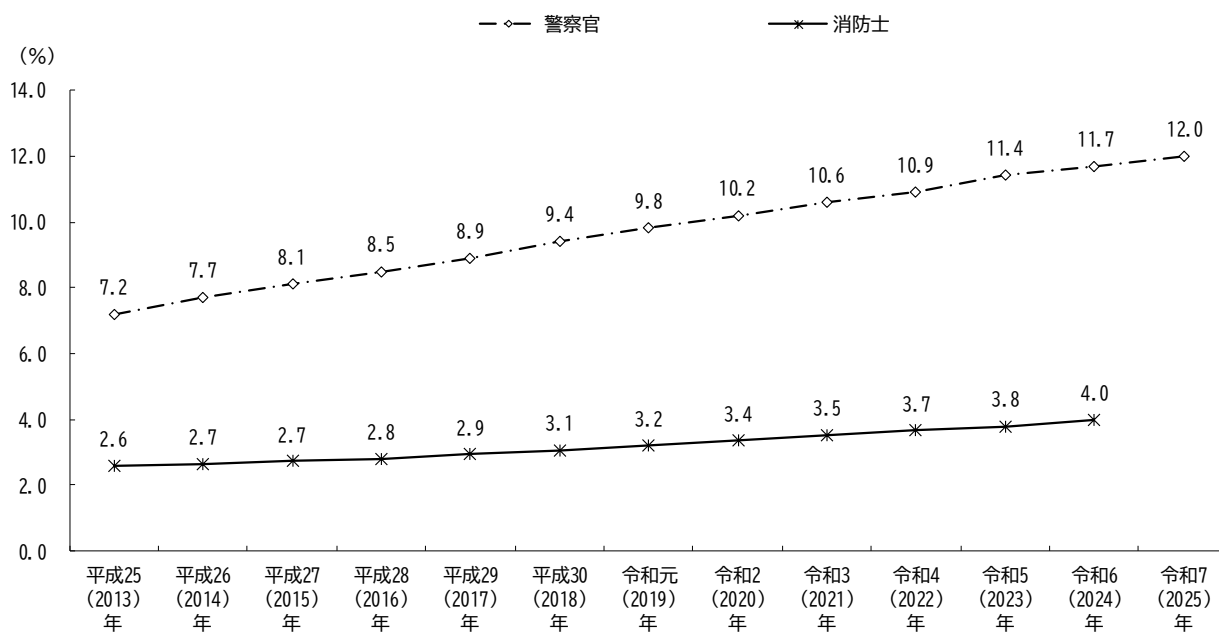
- 注1：市区町村には政令指定都市を含む。
- 注2：国家公務員を除き、調査時点は原則として各年4月1日現在であるが、各自治体の事情により異なる場合がある。
- 注3：国家公務員について、平成12（2000）年度までは各年度末、平成13（2001）年度から平成25年度（2013）までは各年度1月15日、平成26（2014）年度は9月1日、平成27（2015）年度は7月1日現在。
- 注4：平成23（2011）年度は、東日本大震災の影響により岩手県（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県（女川町、南三陸町）、福島県（南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）は調査を行わなかったため、集計から除外している。
- 注5：平成24（2012）年度は、東日本大震災の影響により福島県川内村、葛尾村、飯館村は調査を行わなかったため、集計から除外している。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和6年度）

## 7. 警察官・消防士に占める女性の割合

警察官・消防士に占める女性の割合は、令和7（2025）年の警察官は12.0%と増加傾向にあり、令和6（2024）年の消防士は4.0%とわずかながら平成25年度から上昇している。

図表2-3-(1)-7 警察官・消防士に占める女性の割合（全国）



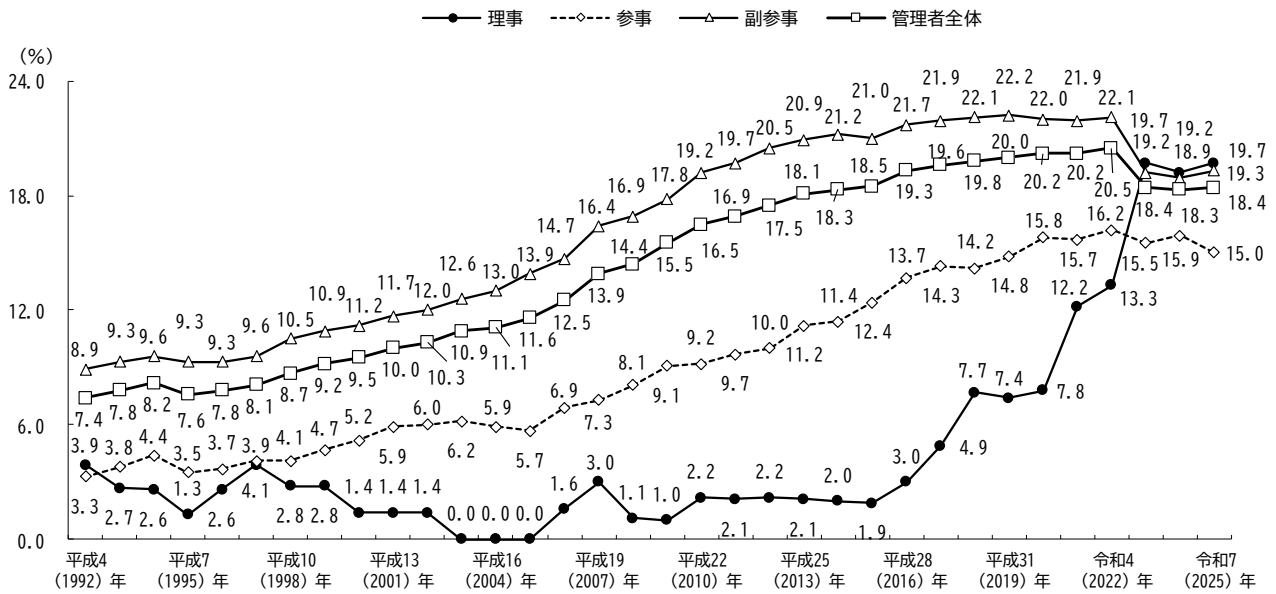
資料：警察庁「令和7年版警察白書」、消防庁「令和6年版消防白書」

## 8. 都職員の階層別女性比率

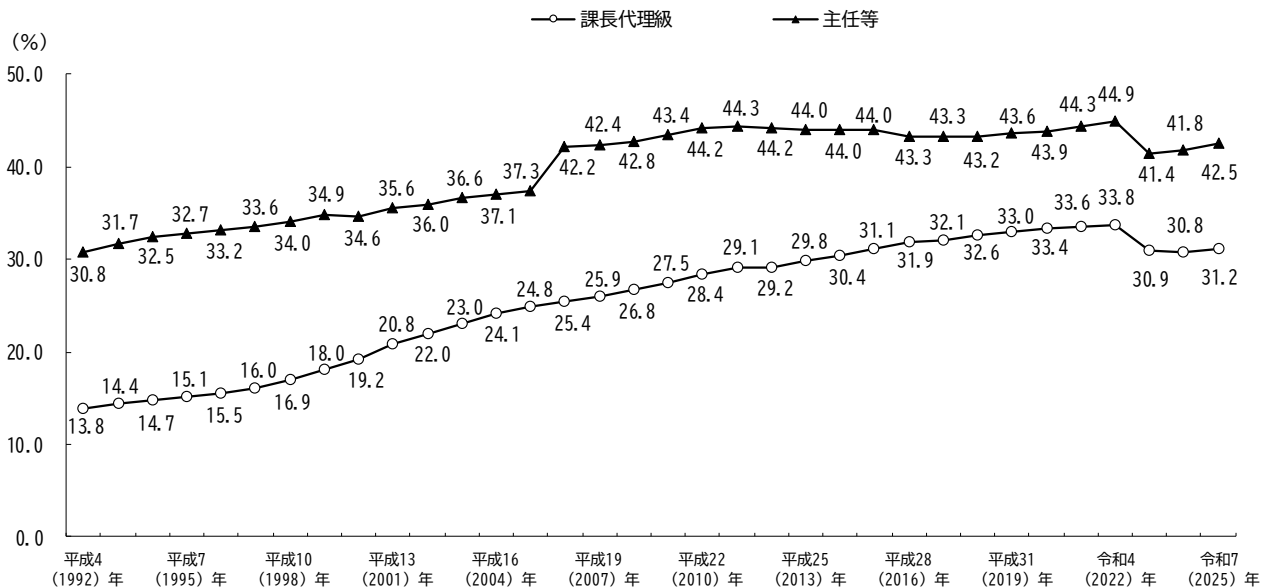
令和7（2025）年の都職員に占める女性の割合を階層別にみると、管理職では理事（局長級）が19.7%、参事（部長級）が15.0%、副参事（課長級）が19.3%となっており、管理職全体では18.4%となっている。また、主事では課長代理級が31.2%、主任等が42.5%となっている。

図表2-3-(1)-8 都職員の階層別女性比率の推移（都）

<管理職>



<主事>



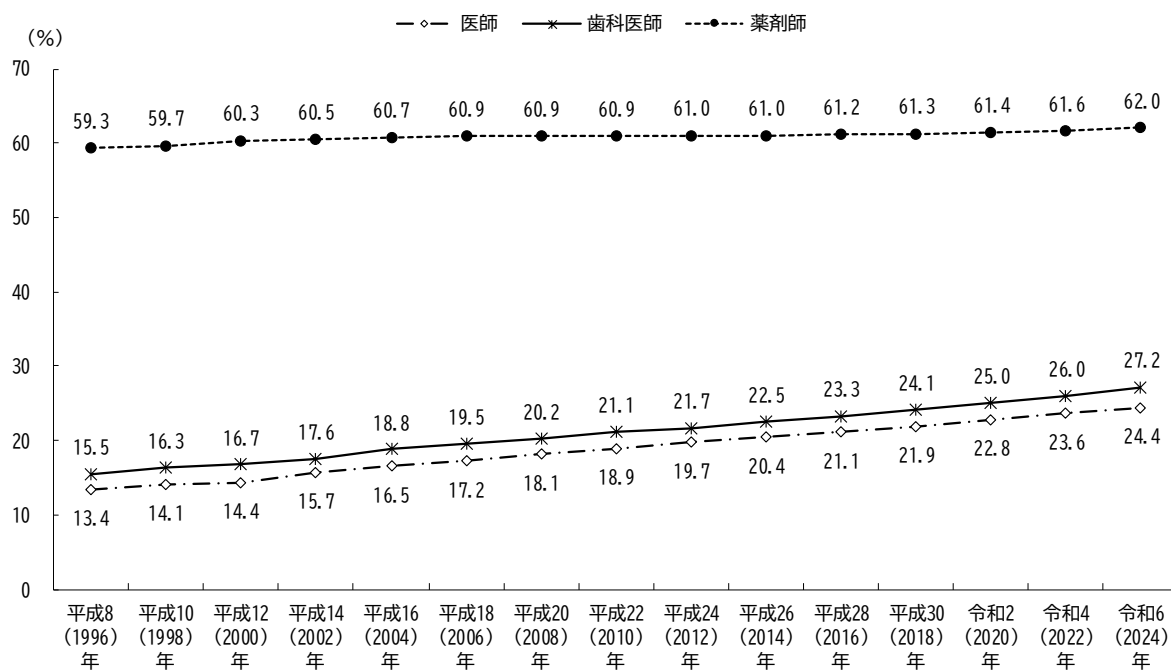
注：各年4月1日現在

資料：東京都人事委員会「都職員の構成」

### 9. 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合

医師・歯科医師・薬剤師に占める女性の割合は緩やかに増加しており、平成8（1996）年の医師13.4%、歯科医師15.5%、薬剤師59.3%が、令和6（2024）年にはそれぞれ24.4%、27.2%、62.0%となっている。

図表2-3-(1)-9-1 医師・歯科医師・薬剤師に占める女性の割合の推移（全国）

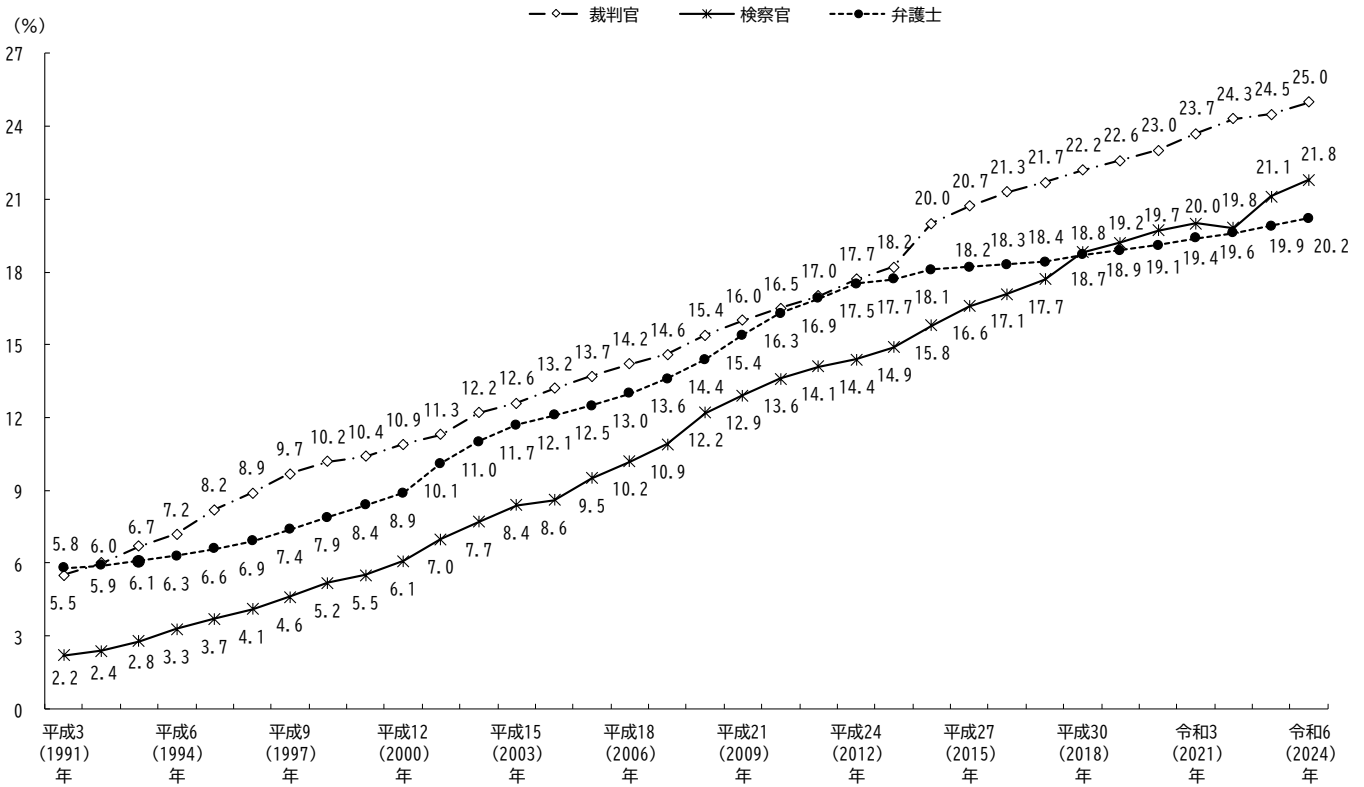


注：各年12月31日現在

資料：厚生労働省「令和6年（2024年）医師・歯科医師・薬剤師統計の概況」

裁判官、検察官、弁護士に占める女性の割合は年々着実に増加しており、裁判官、検察官、弁護士はそれぞれ令和6（2024）年25.0%、21.8%、20.2%となっている。  
 弁護士については、平成25（2013）年ごろより増加スピードが他の2者に比べ鈍化している。

図表2-3-(1)-9-2 裁判官・検察官・弁護士に占める女性の割合の推移（全国）

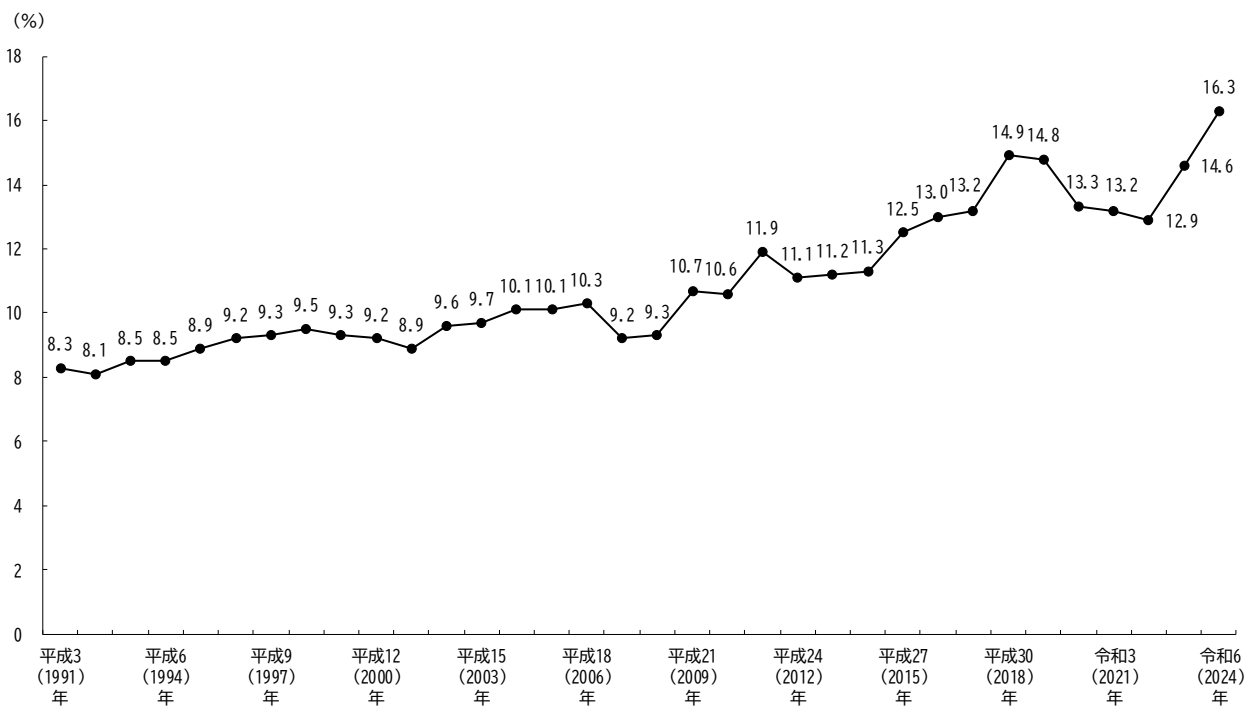


注：裁判官は各年12月（平成26（2014）年以降）、検察官は3月31日、弁護士は9月30日（平成24（2012）～令和5年（2023））、11月1日（令和6年）時点の数値。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和6年度）

企業における管理的職業に従事する女性の割合は、多少の変動をもちながらも全体としては増加傾向にあり、令和6（2024）年で16.3%と最も高くなっている。

図表2-3-(1)-9-3 管理的職業従事者に占める女性の割合の推移（全国）



注：各年とも年平均。平成23(2011)年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和6年度）

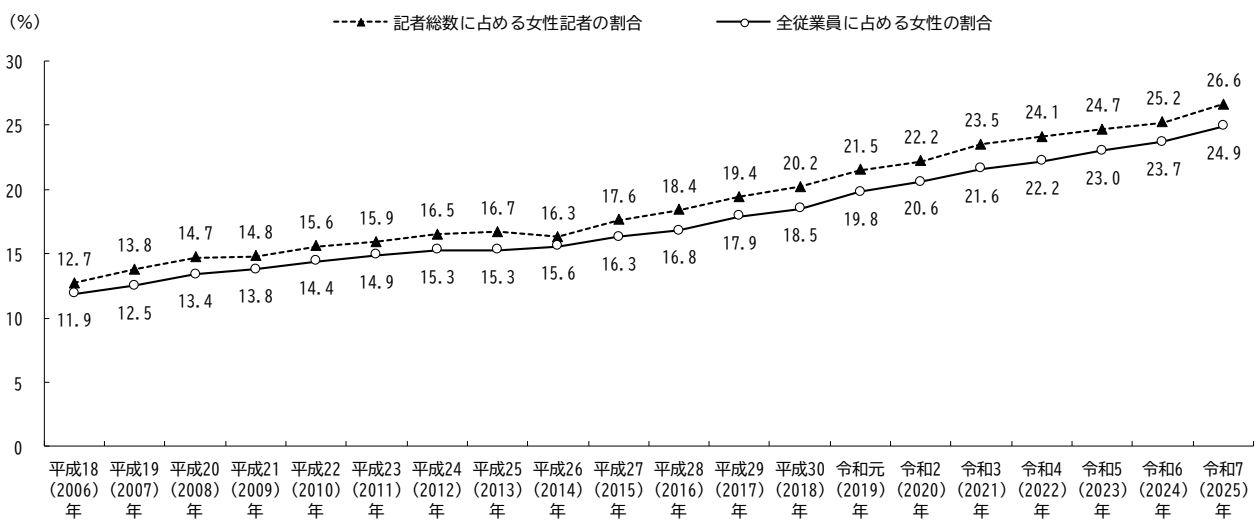
## 10. 各種メディアにおける女性の割合

(新聞・通信社等、民間放送、日本放送協会)

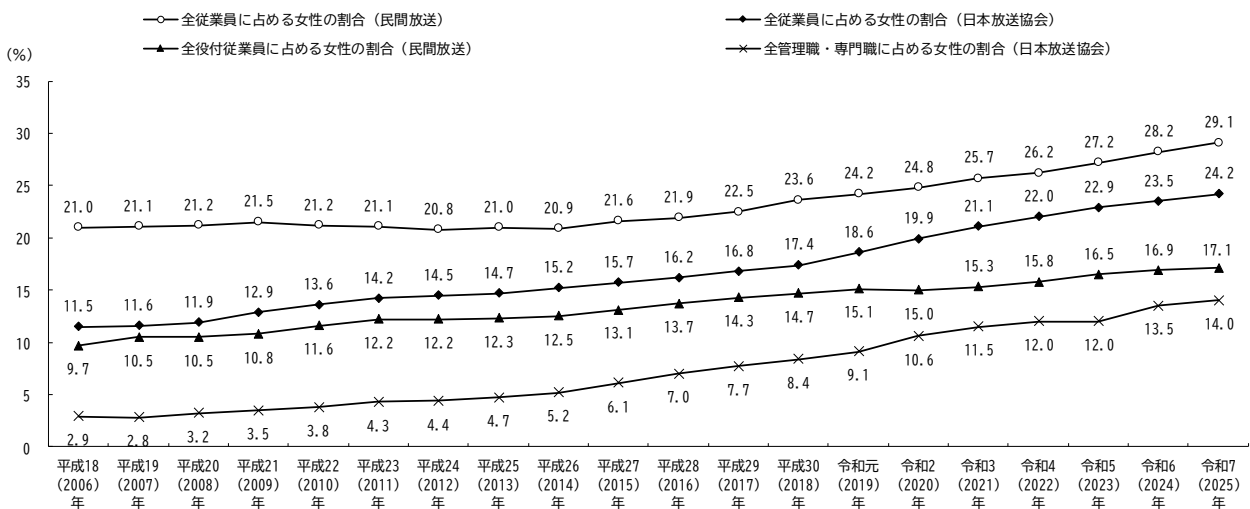
新聞及び放送業界での女性の参画状況をみると、令和7(2025)年における全従業員に占める女性の割合は、新聞・通信社等24.9%、民間放送29.1%、日本放送協会24.2%となっている。各種メディアにおける女性の割合は増加の傾向にある。

図表2-3-(1)-10 各種メディアにおける女性の割合(全国)

<新聞・通信社等>



<民間放送、日本放送協会>



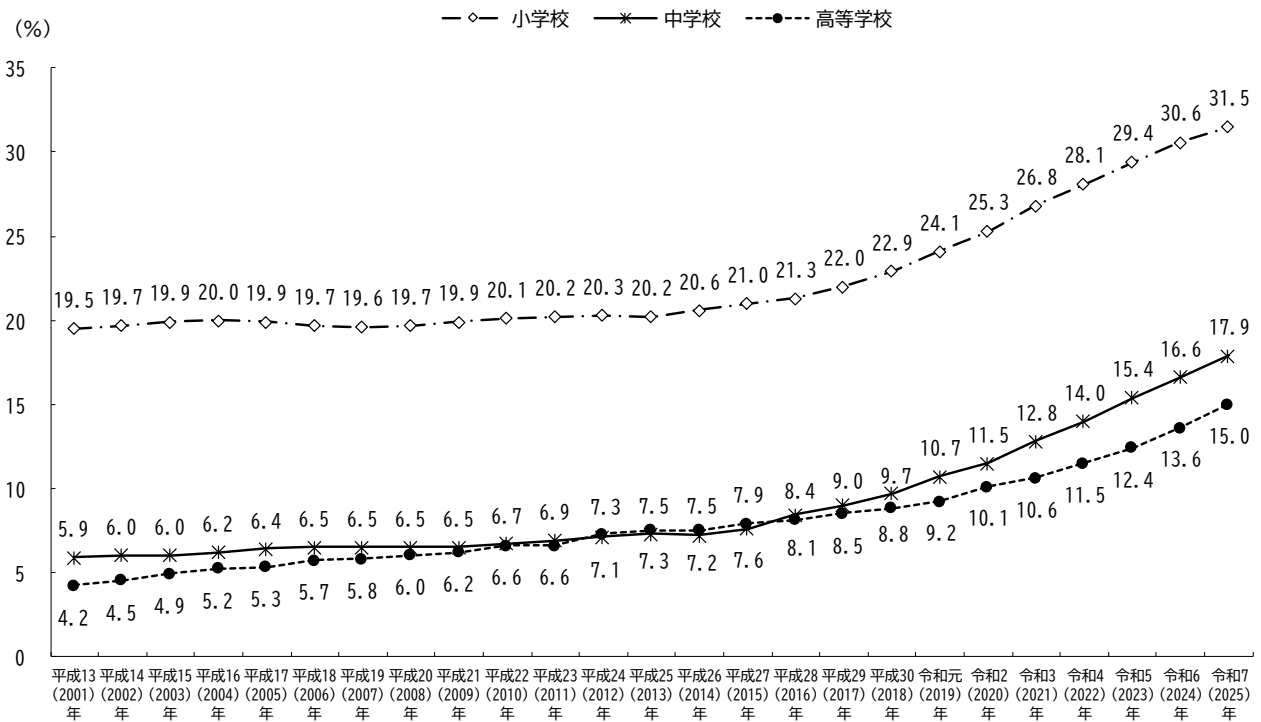
注：役付従業員に占める女性の割合(民間放送)  
管理職・専門職(日本放送協会)

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(令和7年度)

11. 小学校・中学校・高等学校副校長（教頭）以上に占める女性の割合

小学校・中学校・高等学校の副校長（教頭）以上に占める女性の割合は、小学校では平成15（2003）年より横ばいであったが、平成26（2014）年ごろより再び増加し、令和7（2025）年は31.5%である。中学校では平成13（2001）年の5.9%が令和7（2025）年では17.9%、高等学校は平成13（2001）年の4.2%が令和7（2025）年では15.0%と、ともに緩やかに増加している。

図表2-3-(1)-11 小学校・中学校・高等学校副校長（教頭）以上に占める女性の割合（全国）



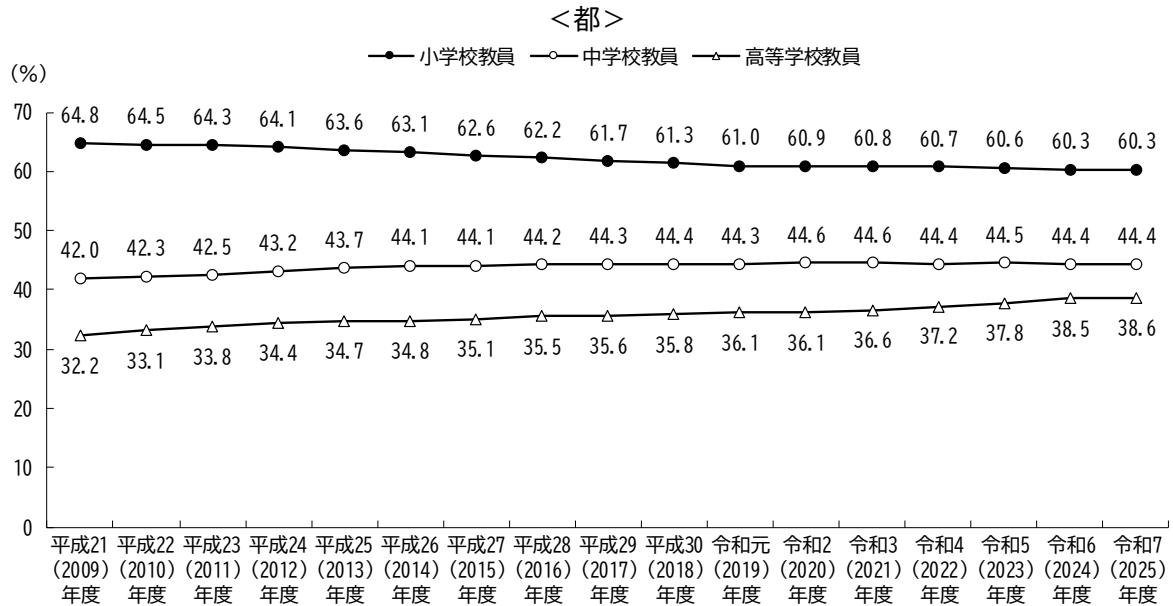
注1：各年5月1日現在。ただし、平成23（2011）年の福島県の数値については、8月1日現在。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和7年度）

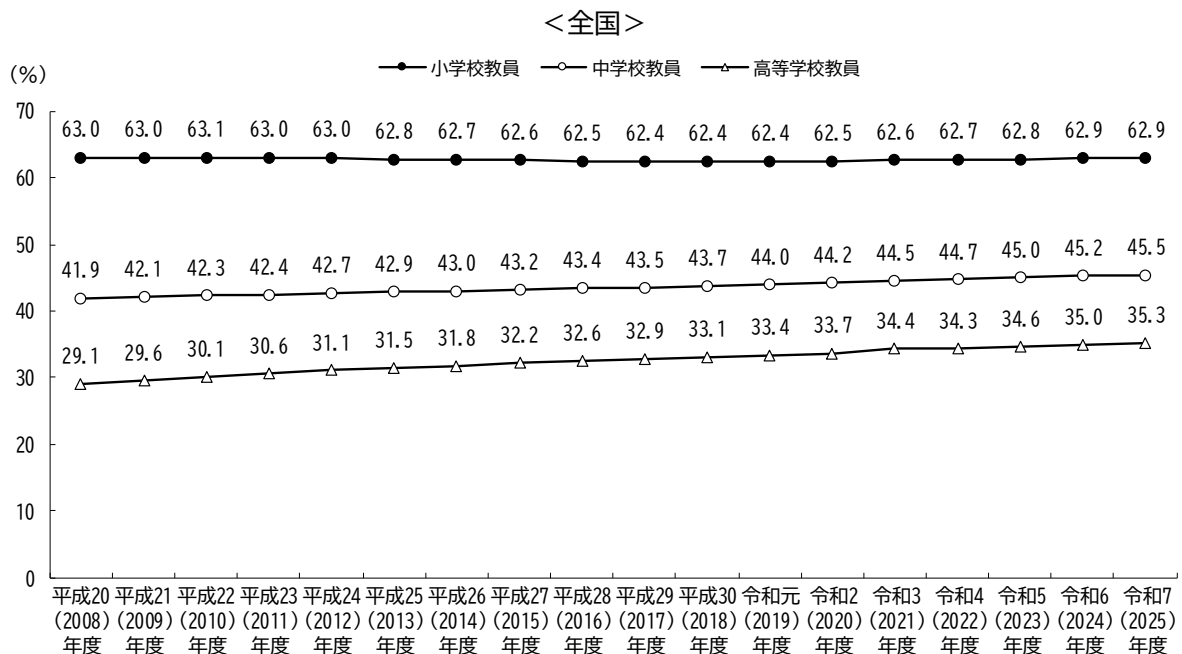
## 12. 小学校・中学校・高等学校教員に占める女性の割合

都の令和7（2025）年度の公立学校の教員に占める女性割合は、小学校で60.3%、中学校で44.4%、高等学校で38.6%となっており、小学校ではゆるやかに低下、中学校は近年横ばい、高等学校ではゆるやかに上昇している。全国との比較では、小学校で2.6ポイント、中学校ではポイント1.1低く、高等学校で3.3ポイント高くなっている。

図表2-3-(1)-12 小学校・中学校・高等学校教員に占める女性の割合（都・全国）



資料：東京都教育委員会「令和7年度公立学校統計調査報告書【学校調査編】」



注1：本務教員の女性比率である。

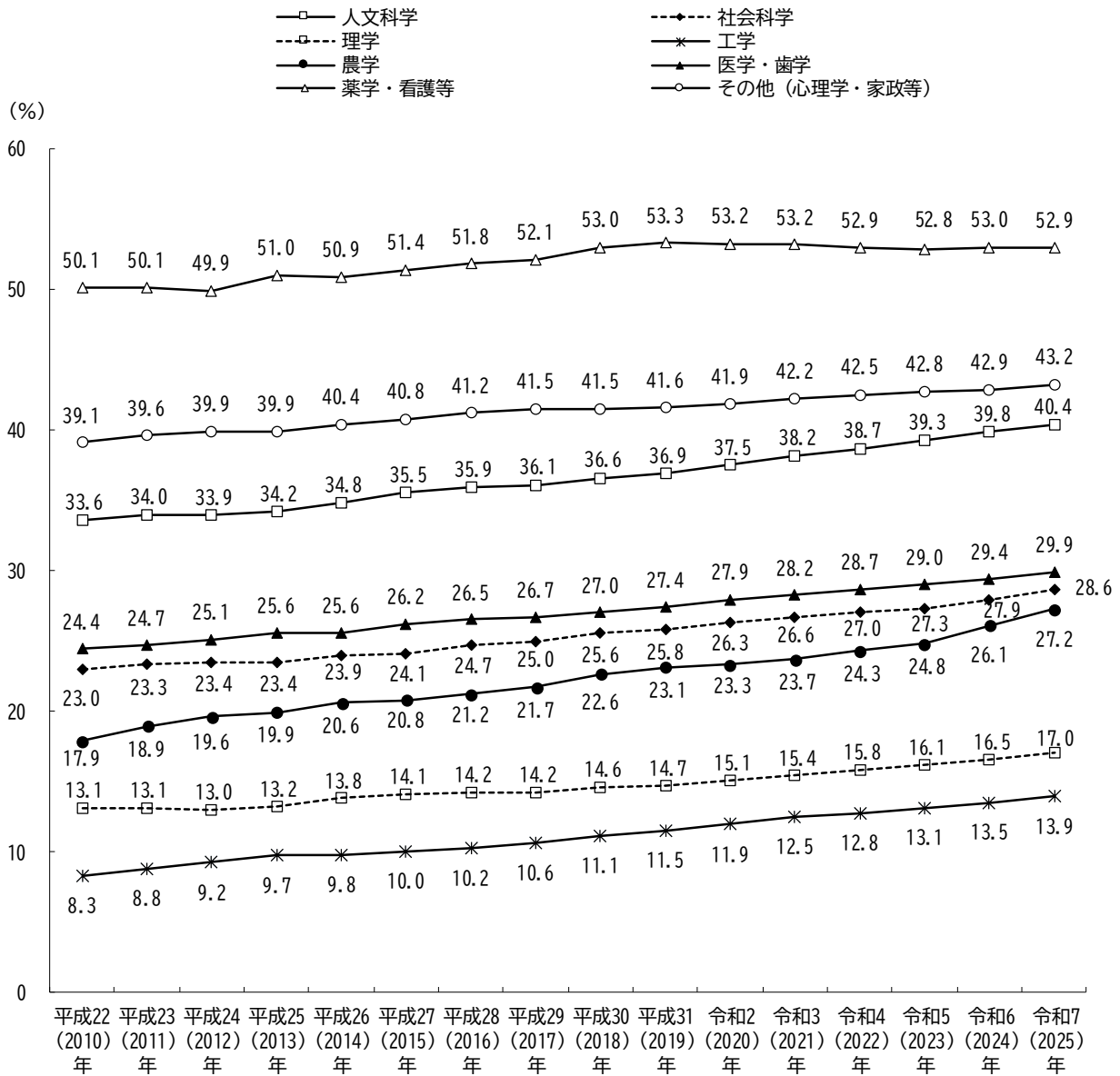
注2：調査対象は公立の学校

資料：文部科学省「令和7年度学校基本調査」

13. 大学等の研究本務者における分野別女性の割合

令和7（2025）年の大学等の研究本務者における女性の割合を分野別にみると、薬学・看護等の分野が52.9%、その他（心理学・家政等）が43.2%である一方、工学や理学の分野では10%台にとどまっている。

図表2-3-(1)-13 専門分野別にみた大学等の研究本務者の推移（全国）



注1：大学等は、大学の学部（大学院の研究科を含む）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学共同利用機関など。

注2：「薬学・看護等」は、平成22（2010）年は「その他の保健」

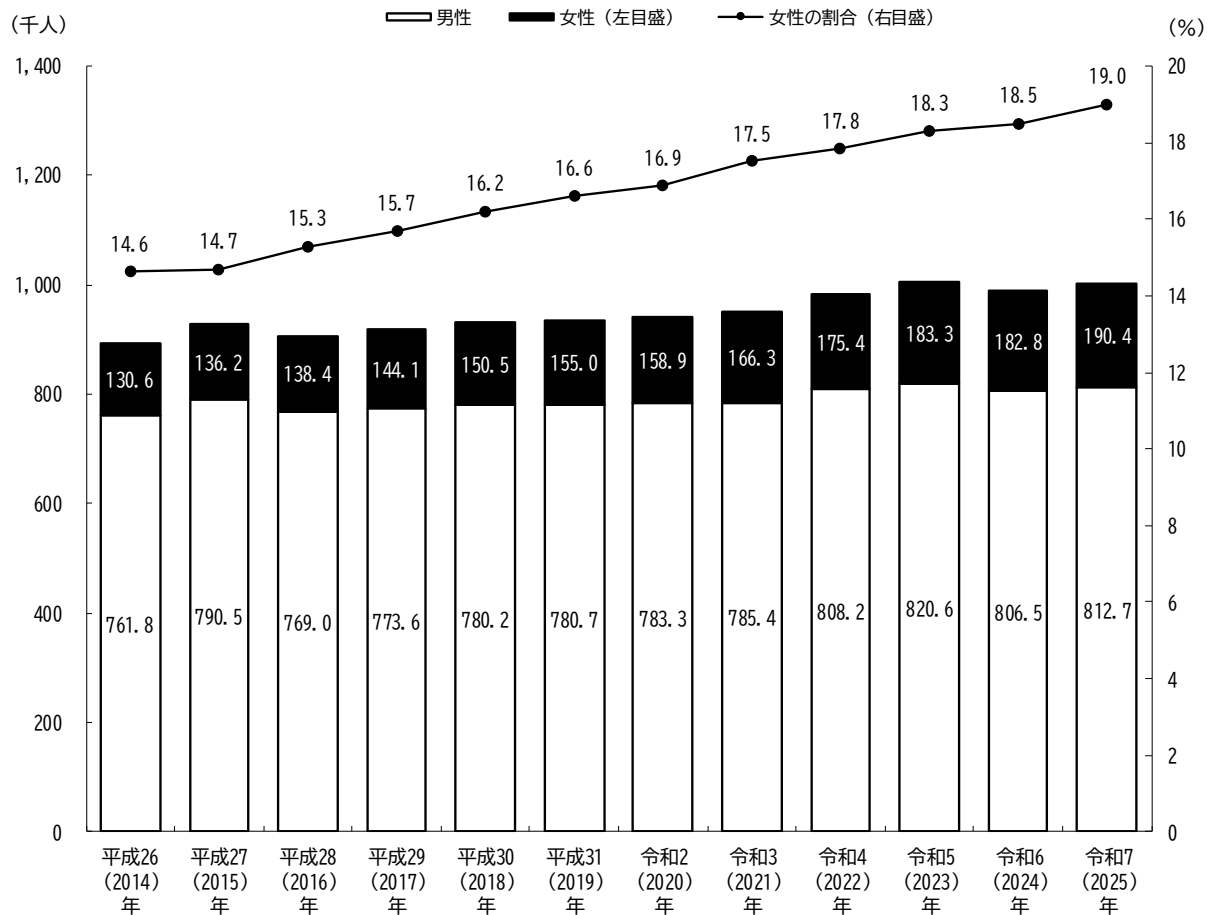
注3：各年3月31日現在

資料：総務省「科学技術研究調査（令和7年）」

## 14. 研究者に占める女性の割合

女性研究者の数は年々増加しており、令和7（2025）年で190.4千人である。全研究者に占める女性の割合も増加しており、令和7（2025）年で19.0%と人数、割合ともに増加傾向にある。

図表2-3-(1)-14 研究者に占める女性の割合の推移（全国）



注1：企業等、非営利団体・公的機関、大学等における研究関係従業者数（実数）のうち研究者の数。研究者とは大学（短期大学を除く。）の課程を修了した者（またはこれと同等以上の専門的知識を有する者）で、特定の研究テーマを持って研究を行っている者をいう。

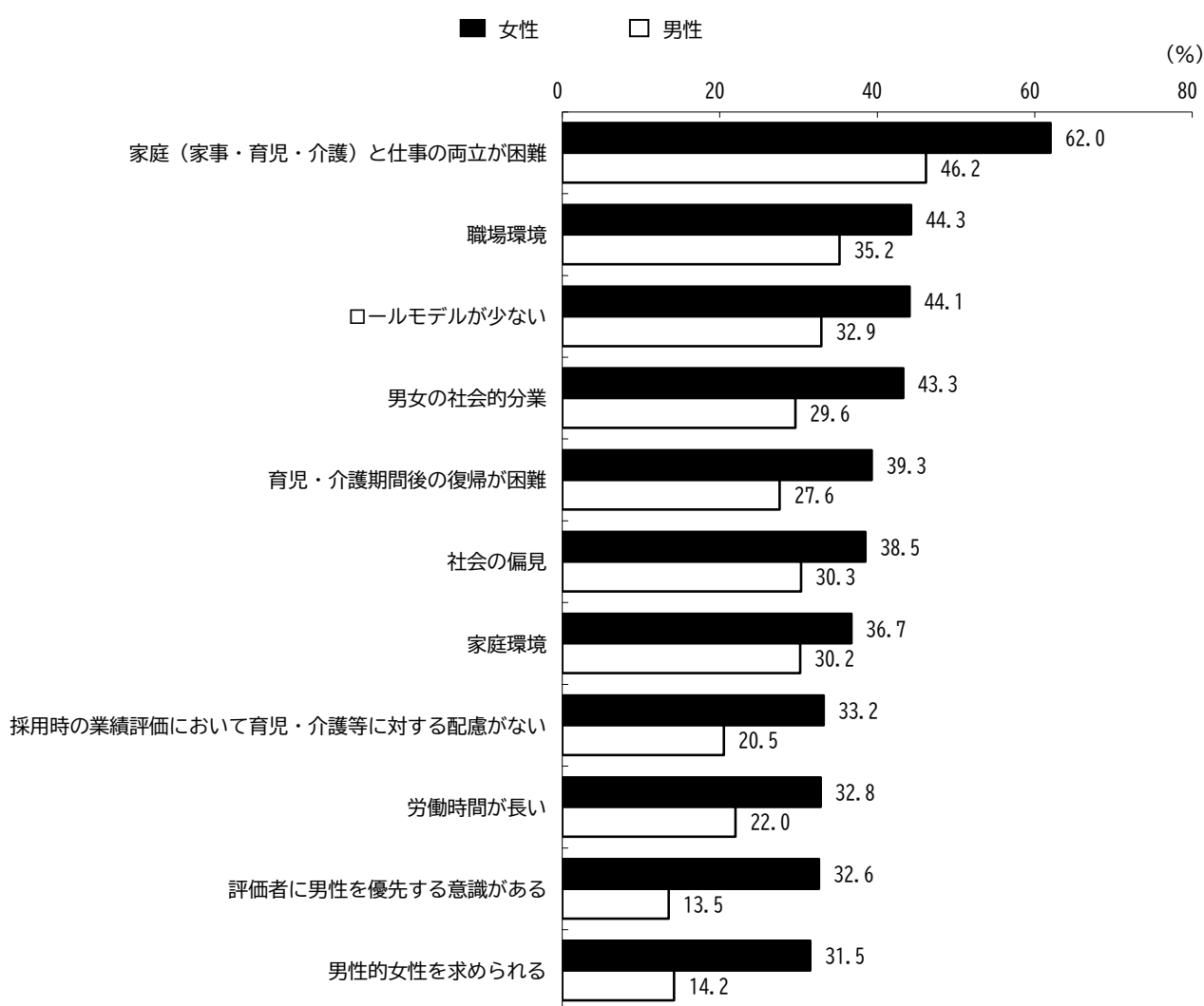
注2：各年3月31日現在

資料：総務省「科学技術研究調査（令和7年）」

### 15. 女性研究者が少ない理由

女性研究者が少ない理由としては、「家庭（家事・育児・介護）と仕事の両立が困難」が最も多く、次いで「職場環境」、「ロールモデルが少ない」となっており、労働環境や家庭と仕事との両立支援体制の整備が求められている。

図表2-3-(1)-15 女性研究者が少ない理由（全国）



注1：「第五回 科学技術系専門職の男女共同参画実態調査」男女共同参画学協会連絡会（2022）より作成。

注2：女性の上位の項目のみを表示

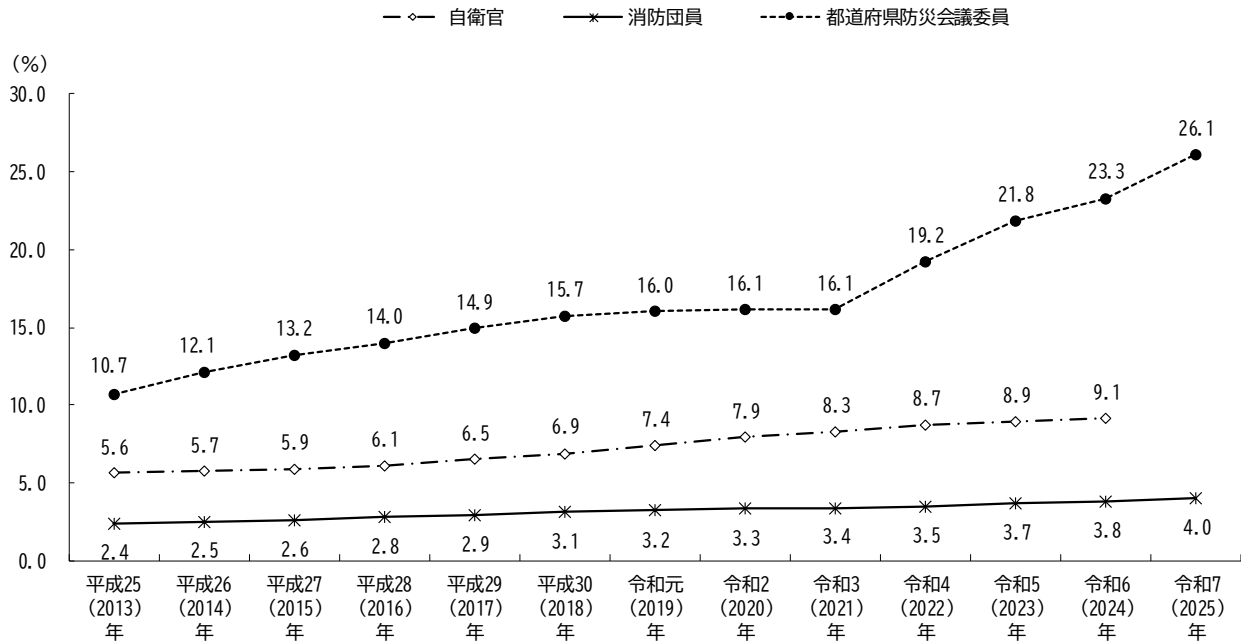
資料：一般社団法人男女共同参画学協会連絡会「第5回 科学技術系専門職の男女共同参画実態調査」

## 2-3-(2) 防災・復興分野

## 1. 自衛官、消防団員、都道府県防災会議委員の女性割合

自衛官、消防団員、都道府県防災会議委員に占める女性の割合は、自衛官と消防団員は微増傾向である。都道府県防災会議委員は、平成30（2018）年以降は横ばいで推移し、令和3（2021）年から令和7（2024）年現在で増加している。

図表2-3-(2)-1 自衛官、消防団員、都道府県防災会議委員の女性割合（全国）



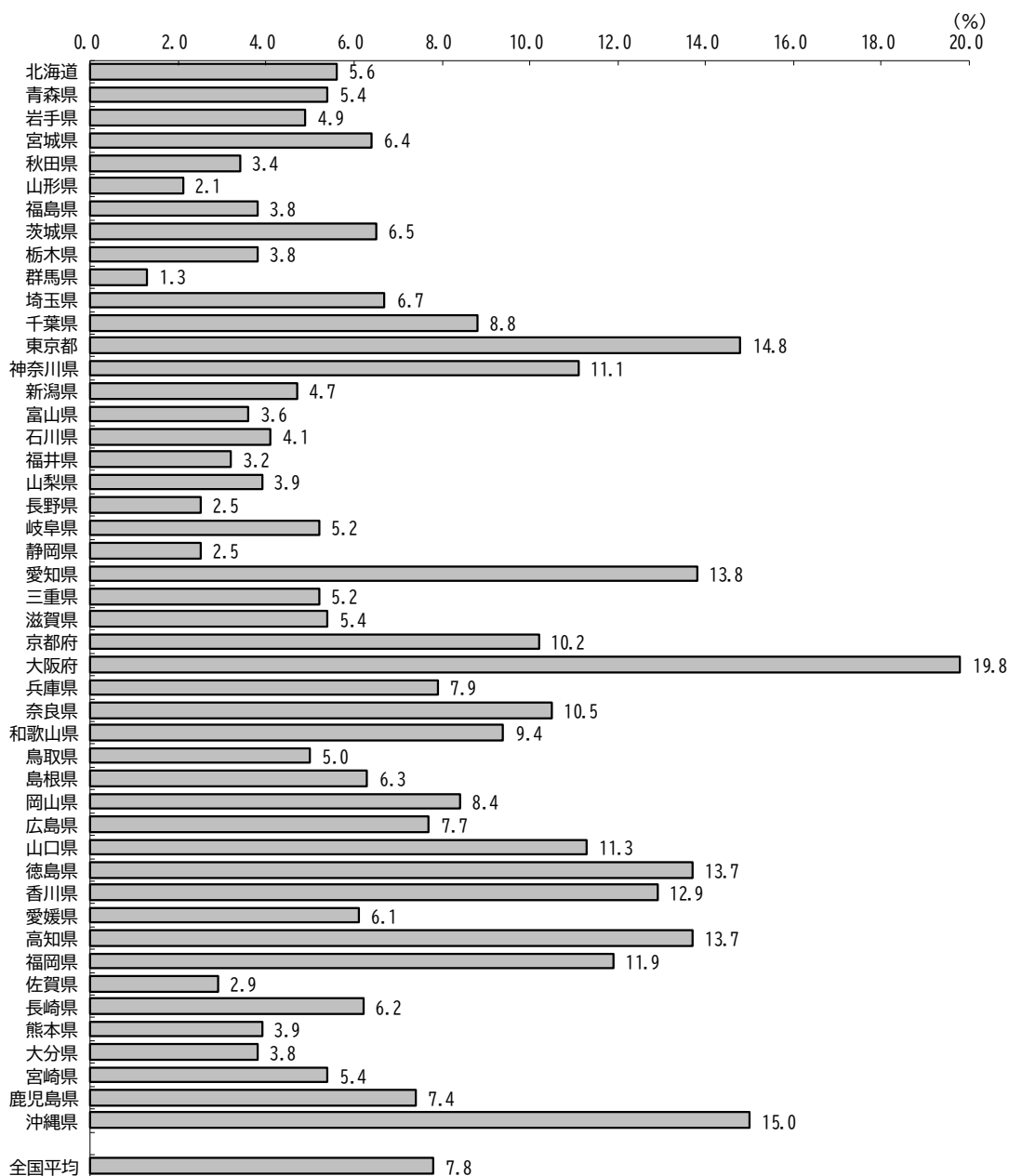
資料：防衛省「令和7年版防衛白書」、消防庁「令和7年版消防白書」、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和7年度）

## 2-3-(3) 地域活動

### 1. 自治会、PTA、農協・漁協・森林組合における役員の女性割合

各都道府県の自治会長に占める女性の割合をみると、東京都は14.8%であり、大阪府、沖縄県に次いで第3位になっている。

図表2-3-(3)-1-1 自治会長に占める女性の割合（全国）



注1：調査時点は原則として7月1日現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。

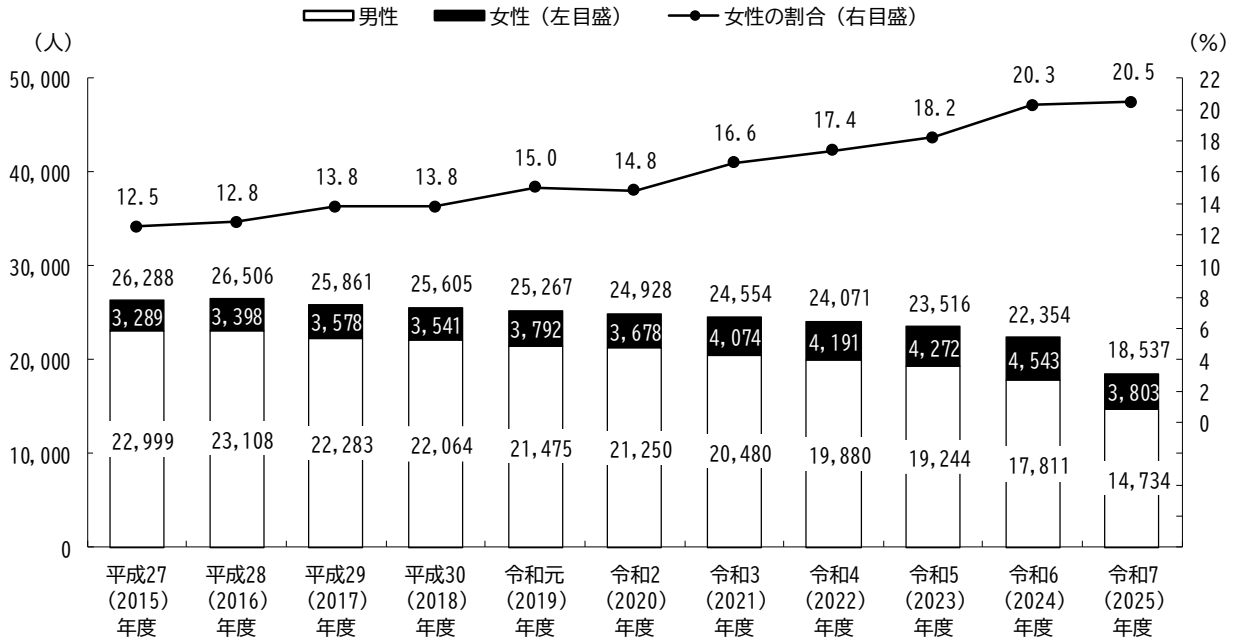
注2：回答のあったもののうち、男女別の数を把握しているもののみ掲載している。

注3：データの表記の都合上、島の省略等を行っているものがある。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会又は女性に関する施策の推進状況」（令和7年度）

単位PTA会長（小中学校）での女性会長数は令和7（2025）年度で3,803人であり、全体に占める女性の割合は20.5%と増加傾向にある。

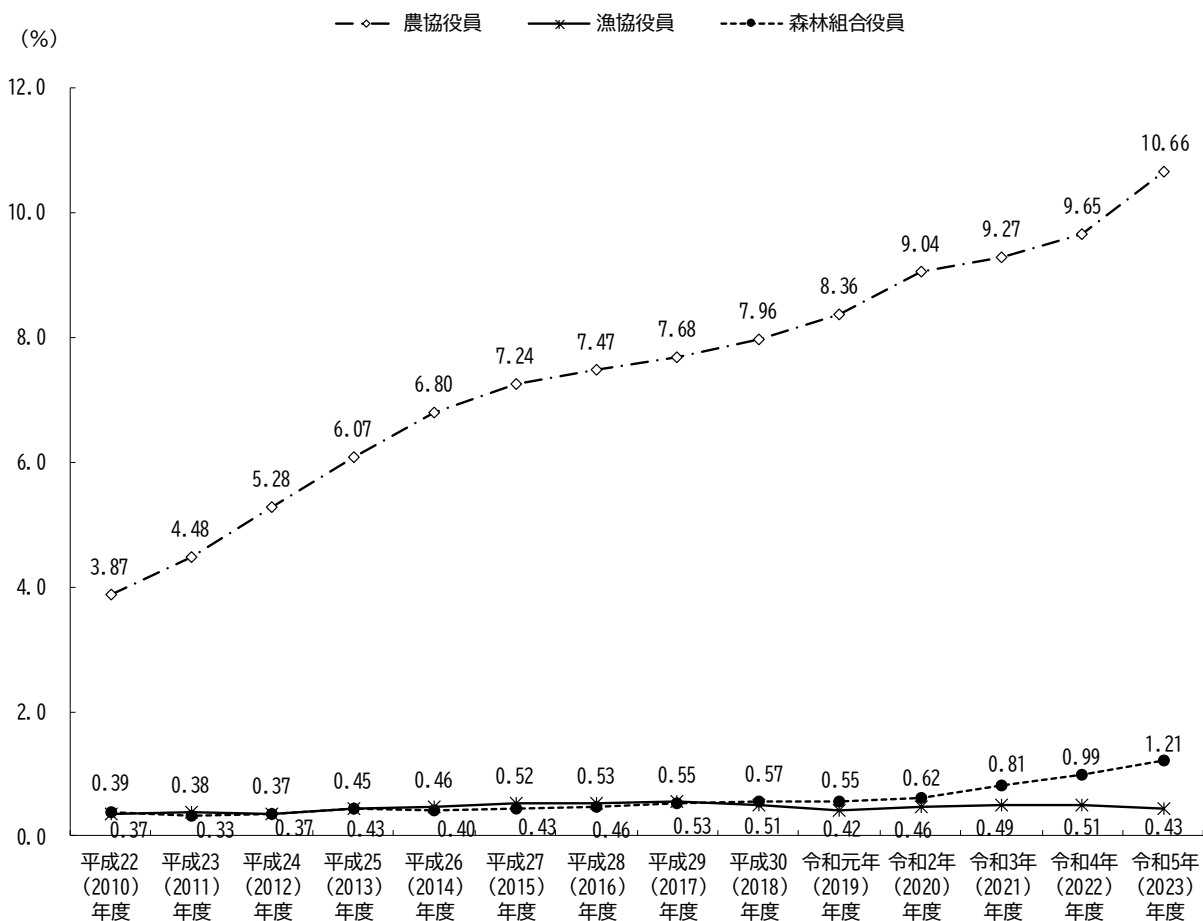
図表2-3-(3)-1-2 単位PTA会長（小中学校）に占める女性の割合及び会長数（全国）



資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和7年度）

農協・漁協・森林組合の役員における女性の割合をみると、農協で約10%、漁協で約1%、森林組合では1%未満である。近年、農協、漁協では増加傾向が見られるが、森林組合では変化は見られない。

図表2-3-(3)-1-3 農協・漁協・森林組合における役員の女性の割合（全国）



注1：農業協同組合

- ・農林水産省「総合農協統計表」より作成
- ・各事業年度末現在

注2：漁業協同組合

- ・農林水産省「水産業協同組合統計表」より作成各事業年度末現在
- ・各事業年度末現在
- ・沿海地区出資漁業協同組合の数値である。

注3：森林組合

- ・農林水産省「森林組合統計」より作成
- ・年度末現在
- ・職員、作業員は令和元年から項目がない

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和7年度）

## 2. HDI、GII、GGIにおける日本の順位

男女平等参画に関する国際的な指標についてみると、日本は人間開発指数（HDI）が193か国中23位（前年24位）。ジェンダー不平等指数（GII）は172か国中22位で前年と同様。ジェンダー・ギャップ指数（GGI）は148か国中118位で前年と同様。

図表2-3-(3)-2 HDI、GII、GGIにおける日本の順位

①HDI 令和5（2023）年 （人間開発指数）			②GII 令和5（2023）年 （ジェンダー・不平等指数）			③GGI 令和7（2025）年 （ジェンダー・ギャップ指数）		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GII値	順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.972	1	デンマーク	0.003	1	アイスランド	0.926
2	ノルウェー	0.970	2	ノルウェー	0.004	2	フィンランド	0.879
3	スイス	0.970	3	スウェーデン	0.007	3	ノルウェー	0.863
4	デンマーク	0.962	4	スイス	0.010	4	イギリス	0.838
5	ドイツ	0.959	5	オランダ	0.013	5	ニュージーランド	0.827
6	スウェーデン	0.959	6	フィンランド	0.021	6	スウェーデン	0.817
7	オーストラリア	0.958	7	アイスランド	0.024	7	モルドバ	0.813
8	香港	0.955	8	ベルギー	0.031	8	ナミビア	0.811
9	オランダ	0.955	9	シンガポール	0.031	9	ドイツ	0.803
10	ベルギー	0.951	10	オーストリア	0.033	10	アイルランド	0.801
11	アイルランド	0.949	11	フランス	0.034	11	エストニア	0.799
12	フィンランド	0.948	12	韓国	0.038	12	スペイン	0.797
13	シンガポール	0.946	13	アラブ首長国連邦	0.040	13	オーストラリア	0.792
14	イギリス	0.946	14	スロベニア	0.042	14	デンマーク	0.791
15	アラブ首長国連邦	0.940	15	スペイン	0.043	15	バルバドス	0.786
16	カナダ	0.939	16	イタリア	0.043	16	コスタリカ	0.786
17	リヒテンシュタイン	0.938	17	ルクセンブルク	0.044	17	スイス	0.785
18	ニュージーランド	0.938	18	カナダ	0.052	18	ニカラグア	0.783
19	アメリカ合衆国	0.938	19	アイルランド	0.054	19	リトアニア	0.783
20	韓国	0.937	20	オーストラリア	0.056	20	フィリピン	0.781
21	スロベニア	0.931	21	ドイツ	0.057	21	ラトビア	0.778
22	オーストリア	0.930	22	日本	0.059	22	チリ	0.777
23	日本	0.925	23	エストニア	0.061	23	メキシコ	0.776
24	マルタ	0.924	24	リトアニア	0.070	24	バングラデシュ	0.775
25	ルクセンブルク	0.922	25	クロアチア	0.074	25	エクアドル	0.774
26	フランス	0.920	26	ポルトガル	0.076	26	セルビア	0.774
27	イスラエル	0.919	27	ベラルーシ	0.080	27	ベルギー	0.773
28	スペイン	0.918	28	イスラエル	0.080	28	トリニダード・トバゴ	0.772
29	チェコ	0.915	29	ポーランド	0.081	29	スロベニア	0.770
30	イタリア	0.915	30	ニュージーランド	0.082	30	カーボベルデ	0.769
31	サンマリノ	0.915	31	イギリス	0.083	31	ガイアナ	0.768
32	アンドラ	0.913	32	チェコ	0.088	32	カナダ	0.767
33	キプロス	0.913	33	チリ	0.102	33	南アフリカ	0.767
34	ギリシャ	0.908	34	ギリシャ	0.103	34	ポルトガル	0.767
35	ポーランド	0.906	38	ラトビア	0.117	35	フランス	0.765
36	エストニア	0.905	46	アメリカ合衆国	0.169	36	アルバニア	0.763
37	サウジアラビア	0.900	48	スロバキア	0.176	37	アルゼンチン	0.762
44	スロバキア	0.880	54	ハンガリー	0.313	41	コロンビア	0.758
46	ハンガリー	0.870	55	コスタリカ	0.217	42	アメリカ合衆国	0.756
47	アルゼンチン	0.865	59	トルコ	0.227	43	オランダ	0.756
62	コスタリカ	0.833	88	メキシコ	0.313	45	ポーランド	0.750
81	メキシコ	0.788	98	コロンビア	0.393	118	日本	0.666
83	コロンビア	0.789				135	トルコ	0.633

注1：測定可能な国数は、HDIは193の国と地域、GIIは172か国、GGIは148か国。そのうち、上位30か国及びOECD加盟国（38か国）を抽出。

注2：「HDI 人間開発指数（Human Development Index）国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2025版」とは、国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したものの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国民総所得（GNI）を用いて算出している。

注3：「GII ジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index）」とは、国連開発計画（UNDP）による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。【保健分野】妊産婦死亡率、15～19歳の女性1,000人当たりの出生数 【エンパワーメント】国会議員女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別） 【労働市場】労働力率（男女別）

注4：「GGI ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）」とは、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。【経済分野】労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率・専門職に占める比率 【教育分野】識字率、初等、中等、高等教育の各在学率 【保健分野】新生児の男女比率、健康寿命 【政治分野】国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数

資料：①②国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2025版」、③「Global Gender Gap Report 2025」